

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「森林整備事業」とは、森林環境保全直接支援事業、<u>特定森林再生事業</u>及び機能回復整備事業をいう。</p> <p>2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地^{ごしら}え、苗木の植栽、<u>播種</u>、<u>施肥</u>並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。</p> <p>(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木（森林の最上層を構成する立木をいう。以下同じ。）が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業（森林資源の循環利用を推進するために森林を長期に育成する施業をいう。以下同じ。）の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地^{ごしら}え、樹下への苗木の植栽又は^は播種、<u>施肥</u>、不良木の^{とう}淘汰、苗木の植栽又は^は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去</p> <p>イ 天然更新（植林等の人為によらず森林が造成されることをいう。以下同じ。）による森林の育成を目的として行う地^{ごしら}え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は^は播種、<u>施肥</u>、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の^{とう}淘汰並びに林木の枝葉の除去</p> <p>(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う<u>施肥</u>をいう。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は間伐（第9号に掲げる間伐をいう。）若しくは更新伐（第10号に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「森林整備事業」とは、森林環境保全直接支援事業、<u>特定機能回復事業</u>及び機能回復整備事業をいう。</p> <p>2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地^{ごしら}え、苗木の植栽、^は播種並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。</p> <p>(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木（森林の最上層を構成する立木をいう。以下同じ。）が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業（森林資源の循環利用を推進するために森林を長期に育成する施業をいう。以下同じ。）の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地^{ごしら}え、樹下への苗木の植栽又は^は播種、不良木の^{とう}淘汰、苗木の植栽又は^は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去</p> <p>イ 天然更新（植林等の人為によらず森林が造成されることをいう。以下同じ。）による森林の育成を目的として行う地^{ごしら}え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は^は播種、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の^{とう}淘汰並びに林木の枝葉の除去</p> <p>(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去をいう。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は<u>保育間伐</u>（第8号に掲げる<u>保育間伐</u>をいう。）<u>、</u>間伐（第9号に掲げる間伐をいう。）若しくは更新伐（第10号に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の</p>

(7)～(11) [略]

(12) 森林作業道整備 別に定める森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び改良であって、第1号から第10号までのいずれかの施業と一体的に実施するもののうち、知事が適当と認めるものをいう。

3 この規則において「特定森林再生事業」とは、森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び保全松林緊急保護整備をいう。

4 この規則において「森林緊急造成」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地^{ごしら}え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地^{ごしら}え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地^{ごしら}え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。

(4)～(7) [略]

(8) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であつて、第1号から第6号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地^{ごしら}え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

枝葉の除去をいう。

(7)～(11) [略]

(12) 森林作業道整備 別に定める森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧であつて、知事が適当と認めるもののうち、開設については、第1号から第10号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

3 この規則において「特定機能回復事業」とは、森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備、林相転換特別対策（特定スギ人工林）及び保全松林緊急保護整備をいう。

4 この規則において「森林緊急造成」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地^{ごしら}え、苗木の植栽、播種並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地^{ごしら}え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地^{ごしら}え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去をいう。

(4)～(7) [略]

(8) 森林作業道整備 森林作業道の開設、改良及び復旧であつて、第1号から第6号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地^{ごしら}え、苗木の植栽、播種並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。

(4)～(10) [略]

(11) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であつて、第1号から第9号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

(12) 森林保全再生整備 野生鳥獣による別に定める被害が発生した森林において行う次のいずれかに該当するものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備 野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備及び既に整備された鳥獣害防止施設の改良

イ [略]

6 この規則において「重要インフラ施設周辺森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし

(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去をいう。

(4)～(10) [略]

(11) 森林作業道整備 森林作業道の開設、改良及び復旧であつて、第1号から第9号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

(12) 森林保全再生整備 野生鳥獣による別に定める被害が発生した森林において行う次のいずれかに該当するものをいう。

ア 鳥獣害防止施設の整備等 野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備及び既に整備された鳥獣害防止施設の改良

イ [略]

6 この規則において「重要インフラ施設周辺森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし

、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。

(4)～(10) [略]

(11) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号から第9号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去をいう。

(4)～(10) [略]

(11) 森林作業道整備 森林作業道の開設、改良及び復旧であって、第1号から第9号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

7 この規則において「林相転換特別対策（特定スギ人工林）」

とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一貫作業 林相転換を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれら除去、淘汰又は伐倒した不用木等の搬出及び集積、地拵え並びに苗木の植栽の各作業を並行又は連続して行うものをいい、植栽する樹種及び本数については、別に定めるもの

(2) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去（同一の施行地において行う場合は、3回を超えないものに限る。）をいう。

(3) 附帯施設等整備 前2号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備（ただし、ア(イ)にあつては、一体的に実施しないものを含む。）であつて、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備

(ア) 施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

(イ) 施設改良 既に整備された鳥獣害防止施設の改良

イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 苗木仮植場、資機材置場、間伐材の搬出、集積等のための林内作業場及び林内かん水施設の整備

ウ 林床保全整備 造林地の保全を目的として行う土壌の適性の維持を図るための、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、苗木の植栽、播種、施肥、雑草及び雑木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工、土留工等

(4) 森林作業道整備 森林作業道の開設、改良及び復旧で

7 この規則において「保全松林緊急保護整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第7項に規定する樹種転換を目的に行う次に掲げる施業をいう。

ア 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

イ 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

ウ 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。

エ～ケ [略]

コ 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であつて、衛生伐及びアからクまでのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) [略]

(2) 特定森林再生事業のうち森林緊急造成 市町村（自ら

あつて、第1号又は第2号のいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

8 この規則において「保全松林緊急保護整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第7項に規定する樹種転換を目的に行う次に掲げる施業をいう。

ア 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

イ 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあつては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

ウ 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去をいう。

エ～ケ [略]

コ 森林作業道整備 森林作業道の開設、改良及び復旧であつて、衛生伐及びアからクまでのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) [略]

(2) 特定機能回復事業のうち森林緊急造成 市町村（自ら

所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したとき若しくは森林経営管理法第7条第1項の規定による公告があった同法第4条第1項の経営管理権集積計画の定めるところにより同法第2条第4項に規定する経営管理権が設定されているとき又は寄附、分収林契約解除等により公有化した森林であって別に定めるものにおいて実施する場合に限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び民間事業者(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)

(3) 特定森林再生事業のうち被害森林整備 市町村(自ら所有する森林において実施する場合又は自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したとき若しくは森林経営管理法第7条第1項の規定による公告があった同法第4条第1項の経営管理権集積計画の定めるところにより同法第2条第4項に規定する経営管理権が設定されているときに限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、別に定める要件を満たす森林経営計画策定者及び民間事業者(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)

(4) 特定森林再生事業のうち重要インフラ施設周辺森林整備 市町村(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者及び重要インフラ施設(鉄道、道路等別に定める生活基盤の関連施設をいう。以下同じ。)の管理者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び民間事業者(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)

所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したとき若しくは森林経営管理法第7条第1項の規定による公告があった同法第4条第1項の経営管理権集積計画の定めるところにより同法第2条第4項に規定する経営管理権が設定されているとき又は寄附、分収林契約解除等により公有化した森林であって別に定めるものにおいて実施する場合に限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び民間事業者(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)

(3) 特定機能回復事業のうち被害森林整備 市町村(自ら所有する森林において実施する場合又は自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したとき若しくは森林経営管理法第7条第1項の規定による公告があった同法第4条第1項の経営管理権集積計画の定めるところにより同法第2条第4項に規定する経営管理権が設定されているときに限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、別に定める要件を満たす森林経営計画策定者及び民間事業者(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)

(4) 特定機能回復事業のうち重要インフラ施設周辺森林整備 市町村(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者及び重要インフラ施設(鉄道、道路等別に定める生活基盤の関連施設をいう。以下同じ。)の管理者と事業の実施に係る協定を締結したとき又は自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において実施する場合であって自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施するときに限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び民間事業者(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)

(5) 特定機能回復事業のうち林相転換特別対策(特定スギ人工林) 市町村(自ら所有する森林において実施する場合又は自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したとき若しくは森林経営管理法第7条第1項の規定による公告

(5) 特定森林再生事業のうち保全松林緊急保護整備 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、別に定める要件を満たす森林経営計画策定者及び民間事業者

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(補助金の交付の対象及び補助率等)

第3条 [略]

2 補助率は、森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業（森林緊急造成及び被害森林整備に限る。）及び機能回復整備事業（耕作放棄地等森林造成及び花粉発生源対策促進事業に限る。）にあつては100分の40（市町村又は森林整備法人等が行う森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、100分の50）、特定森林再生事業のうち保全松林緊急保護整備及び機能回復整備事業のうち特定林地改良等にあつては100分の70（衛生伐にあつては、100分の75）とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1) 補植、保育等成林に必要な管理を行うこと。

(2) [略]

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（特定森林再生事業のうち森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道

があつた同法第4条第1項の経営管理権集積計画の定めるところにより同法第2条第4項に規定する経営管理権が設定されているときに限る。）並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び民間事業者（自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であつて市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。）

(6) 特定機能回復事業のうち保全松林緊急保護整備 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、別に定める要件を満たす森林経営計画策定者及び民間事業者

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(補助金の交付の対象及び補助率等)

第3条 [略]

2 補助率は、森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業（森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）に限る。）及び機能回復整備事業（耕作放棄地等森林造成及び花粉発生源対策促進事業に限る。）にあつては100分の40（市町村又は森林整備法人等が行う森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、100分の50）、特定機能回復事業のうち保全松林緊急保護整備及び機能回復整備事業のうち特定林地改良等にあつては100分の70（衛生伐にあつては、100分の75）とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1) 成林に必要な管理を行うこと。

(2) [略]

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（特定機能回復事業のうち森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。

整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所管する局長にその旨届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4)～(6) [略]

(7) 更新伐又は花粉発生源植替えを実施した場合において、当該事業の完了年度の翌年度から起算して2年を経過した後更新が確実に図られていないと局長が判断したときは、別に定める苗木の植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐にあつては、苗木の植栽以外の方法により確実に更新が図られると局長が認めた場合は、この限りでない。

(8) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過してもなお実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(9) 第2条第2項第10号イ、第5項第9号イ、第6項第9号イ、第7項第2号ク(イ)又は第10項第10号イの更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第10号ウ、第5項第9号ウ、第6項第9号ウ、第7項第2号ク(ウ)又は第10項第10号ウの更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(10) [略]

2・3 [略]

)する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所管する局長にその旨届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4)～(6) [略]

(7) 更新伐又は花粉発生源植替えを実施した場合において、当該事業の完了年度の翌年度初日から起算して2年を経過した後更新が確実に図られていないと局長が判断したときは、別に定める苗木の植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐にあつては、苗木の植栽以外の方法により確実に更新が図られると局長が認めた場合は、この限りでない。

(8) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにもかかわらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(9) 第2条第2項第10号イ、第5項第9号イ、第6項第9号イ、第8項第2号ク(イ)又は第11項第10号イの更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第10号ウ、第5項第9号ウ、第6項第9号ウ、第8項第2号ク(ウ)又は第11項第10号ウの更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した年度の初日から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(10) [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。